



# 第六次環境基本計画（環境保健部会担当分野）の 点検の進め方について（案）

令和8年1月26日  
環境省大臣官房環境保健部



# 第六次環境基本計画の点検の進め方の概要（案）



第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）のうち環境保健部会担当分野の点検については、第120回中央環境審議会総合政策部会（令和7年7月14日）で示された基本計画点検の全体方針を踏まえ、以下のとおり進めることとしたい。

## 環境保健部会担当分野の点検の進め方

- 環境保健部会担当分野のうち、
  - ・第1回点検（令和8年度）では、第2部第3章「4. 環境リスクの管理等」の内の「（2）化学物質管理」
  - ・第2回点検（令和9年度）では、第2部第3章「4. 環境リスクの管理等」の内の「（3）環境保健対策」及び化学物質管理とウェルビーイングの関連性について点検を実施する。ただし、（3）のうち熱中症対策については、「熱中症対策実行計画」の見直し結果（令和8年度が見直し年度に相当）を可能な限り活用する。

## 第1回点検（化学物質管理関係）について

- 「（2）化学物質管理」はGFCの国内実施を目的にGFC戦略的目的の柱建てに沿って構成されている。GFCの国内実施に関するより詳細な内容は、2025年4月に策定されたGFC国内実施計画に記載がなされていることから、本点検では同計画中に記載された取組を点検項目として位置付け、点検項目ごとに関係府省庁の取組状況を把握・整理する。（具体的な点検項目は3～7ページのとおり）。
- また、第六次環境基本計画の目的として、「環境保全」を通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」が記載されており、この実現に向けた化学物質管理施策との関連性について検討を行う。  
なお、第2回点検では令和8年度に予定されている総合政策部会でのウェルビーイングに関する議論の進歩を踏まえて整理を実施する。
- 上記について、第56回中央環境審議会環境保健部会での御審議に向けて準備を進めたい。

# 点検項目案（戦略的目的A関係）



	①ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築
関係府省庁	○○
点検項目（案）	<p>戦略目標Aでは、ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築に取り組むことを目標にしており、下記に対する取組を点検項目とする。</p> <p><b>A1：法的枠組みの整備・実施・執行</b>      <b>A4：不法貿易と取引の予防</b>  <b>A5：国内禁止物質の輸出・規制・禁止</b>      <b>A6：中毒センターの利用、リスク防止と臨床中毒学の研修</b>  <b>A7：有害性の高い農薬の段階的廃止や代替への移行促進</b></p>
参考とする指標（例）	○○

	具体的な取組事項
<b>A1</b>	・関連法令等に基づく取組の実施（化審法、化管法、環境基準、大防法、水濁法、農取法、土染法、水銀汚染防止法、ダイ特法、労安法、毒劇法、建基法、建衛法、学保安法、オゾン法、廃掃法、PCB特措法、消安法、家制法、家表法、食衛法）
<b>A4</b>	・バーゼル法の適切な施行や周知徹底によるバーゼル条約の履行 ・ロッテルダム条約の履行
<b>A5</b>	・バーゼル条約・ロッテルダム条約の履行（再掲） ・関連法令や国内実施計画に基づくストックホルム条約の履行 ・関連法令に基づく水俣条約の履行と水銀汚染防止法に基づく取組の実施
<b>A6</b>	・中毒センターの利用、リスク防止と臨床中毒学の研修 ・日本中毒情報センターによる緊急時の対応支援、中毒事故防止のための啓発活動 ・中毒情報、中毒症例、関連文献等の各データベースの構築とその更新・情報提供
<b>A7</b>	農薬取締法において、人の健康や環境に対して安全と認められるもののみを登録し、製造・販売・使用を認める。

# 点検項目案（戦略的目標B関係）



## ②情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され、利用が可能となりアクセスできる状態の確保

関係府省庁	○○
点検項目（案）	<p>戦略目標Bでは、情報に基づいた意思決定と行動を可能にするため、化学物質に関する包括的で十分なデータ・情報が作成され、利用可能な形でアクセスできることを目的としており下記に対する取組を点検項目とする。</p> <p><b>B1：データ・情報の生成、利用、アクセス</b>  <b>B3：環境放出・生産データの生成と公開</b>  <b>B5：教育・研修・市民啓発</b>  <b>B7：モニタリング・監視データ生成・提供</b></p> <p><b>B2：材料や製品中化学物質情報の利用</b>  <b>B4：有害性・リスク評価や管理ガイドライン、慣行、ツール等の適用</b>  <b>B6：GHSの実施</b></p>
参考とする指標（例）	○○

## 具体的な取組事項

<b>B1</b>	・化学物質の特性等に関するデータベースの構築/運用/更新、バリューチェーンを通じた化学物質の情報共有に対して、法規制情報等を提供
<b>B2</b>	・資源循環と化学物質管理の両立での情報伝達の推進、製品環境情報伝達基盤の検討 ・サステナビリティ情報に化学物質情報を追加、廃棄物処理法に基づく廃棄物の情報伝達
<b>B3</b>	・PRTR制度に基づく第1種指定化学物質に関する排出・移動量等のデータの収集・推計・公表 ・排出・移動量等のデータを活用したリスク評価結果の情報提供や災害被害防止準備
<b>B4</b>	・OECDテストガイドラインと整合した試験法の見直し、環境リスク初期評価の実施、QSAR等の新たな評価手法の開発・活用に向けた検討 ・化学物質の複合影響評価に関する知見の収集及び試行的評価の実施
<b>B5</b>	・環境省：化学物質アドバイザー制度、厚労省：化学物質管理者の養成、経産省：若手研究者の調査研究支援等、NITE：オンライン講座の開催 等
<b>B6</b>	・GHS改訂に合わせたJISの改正、参考としてのGHS分類の実施、GHS情報提供サイト等
<b>B7</b>	・生物相・環境媒体における化学物質濃度・潜在的ばく露源データ・情報の作成 ・化学物質環境実態調査、生体試料におけるモニタリング調査、エコチル調査等の実施と調査成果の情報発信等のコホート調査に関する国際協力 ・研究機関等における環境研究の推進と調査データの体系的な整理・管理 等

	③懸念課題への対応
関係府省庁	○○
点検項目（案）	<p>戦略目標Cでは、懸念課題の特定、優先化、対応を順次進めていくことが掲げられ、附属書にそのための手順が定められた。次回の国際化学物質管理会議開催までの間は、SAICMで取り上げられてきた新規政策課題及びその他懸念課題に引き続き取り組むこととされており、これら国際的に取り上げられている事項について引き続き対応していくと目標としており下記に対する取組を点検項目とする。</p> <p><b>C1：懸念課題に対する作業プロセス及び計画</b></p>
参考とする指標（例）	○○

	具体的な取組事項
C1	<p>＜全般＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•SAICMにおける新規政策課題及びその他懸念課題への継続的な対応</li> <li>•「化学物質と環境に関する政策対話」等を通した各主体が懸念している化学物質に関する課題の収集・分析、課題解決に貢献する取組の実施</li> </ul> <p>＜個別課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•PFAS：環境モニタリングの強化、科学的知見の充実等</li> <li>•化学物質の内分泌かく乱作用：試験法の開発、OECDにおける国際標準試験法の確立に貢献、有害な影響が懸念される物質の同定、関連評価体系での活用を念頭に置いた内分泌かく乱作用に関する評価方策の提案</li> <li>•ナノマテリアル：環境リスクや新たな懸念物質群（アドバンストマテリアル、微細なプラスチック、関連化学物質等）についての知見の充実</li> <li>•環境中に存在する医薬品等（PPCPs）：複合影響評価の視点を含む環境リスク評価</li> <li>•薬剤耐性（AMR）：環境中における抗微生物剤の残留状況に関する基礎情報の収集、人の健康及び環境中の生物に及ぼす影響に着目した調査</li> </ul>

# 点検項目案（戦略的目標D関係）



## ④製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化

### 関係府省庁

○○

戦略目標Dでは、製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策を整備することにより、人の健康と環境への利益を最大化し、リスクを予防するか最小化することを目標としており、下記に対する取組を点検項目とする。

### 点検項目（案）

**D2：より安全な代替と持続可能なアプローチによる生産奨励政策**

**D4：研究・革新プログラムにおける持続可能な解決策と安全な代替物質の優先**

**D5：より安全で持続可能な農業慣行の支援**      **D6：持続可能な化学物質及び廃棄物管理戦略の策定・実施等**

**D7：労働安全衛生の慣行と環境保護措置の確保・実施**

### 参考とする指標（例）

○○

### 具体的な取組事項

**D2**

- ・ライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化に向けた不断の検討、・ESG投資に資する評価指標の設定等、・企業がよりよい方向性を目指す仕組みの検討
- ・環境配慮設計の促進、環境に配慮した化学物質への代替促進等、環境物品等の調達の推進に関する基本方針を定め、当該方針に基づく調達を推進

**D4**

- ・有害廃棄物や使用済み製品の適正管理・処理技術の高度化、化学物質管理技術の高度化や、リスク評価スキームの構築に関する研究プログラムの実施

**D5**

- ・「みどりの食糧システム戦略」で、化学肥料・農薬の使用低減等の14のKPIを設定、
- ・環境負荷低減に取り組む生産者や関連技術の普及拡大等を図る事業者を後押し
- ・農水省補助事業等に対して、最低限の環境負荷低減の取組の実践を要件化、・環境負荷低減の取組の「見える化」を推進

**D6**

- ・第六次環境基本計画に基づく化学物質管理、・重点施策における我が国の懸念課題の特定と施策整理
- ・リサイクル原料に混入する有害物質対策としての上流側と連携した施策の検討
- ・ライフサイクル及びバリューチェーン全体を通じた化学物質情報の入手を進める取組

**D7**

- ・事業者自らによるリスク評価や措置の実施等の自律的管理への方向転換と、そのための化学物質管理者制度の導入
- ・職場における新たな化学物質管理施策のための関連制度や基準の整備

# 点検項目案（戦略的目標E関係）

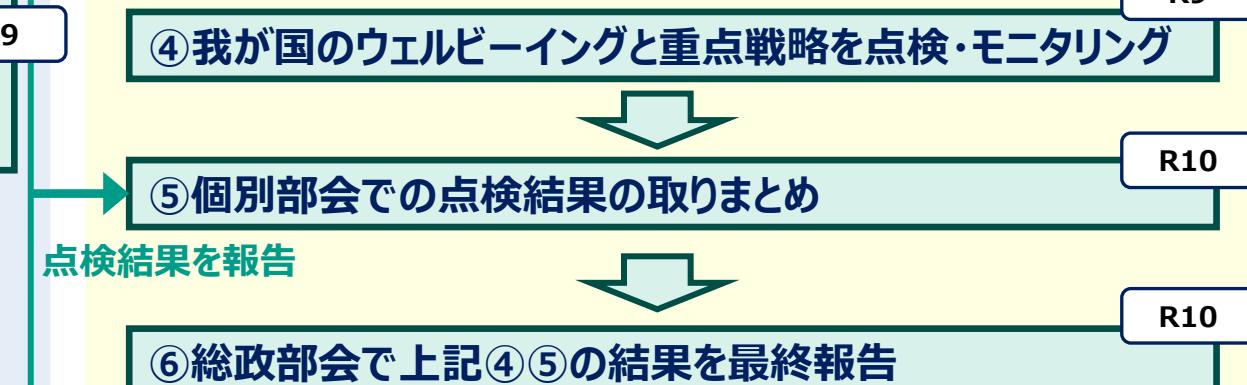
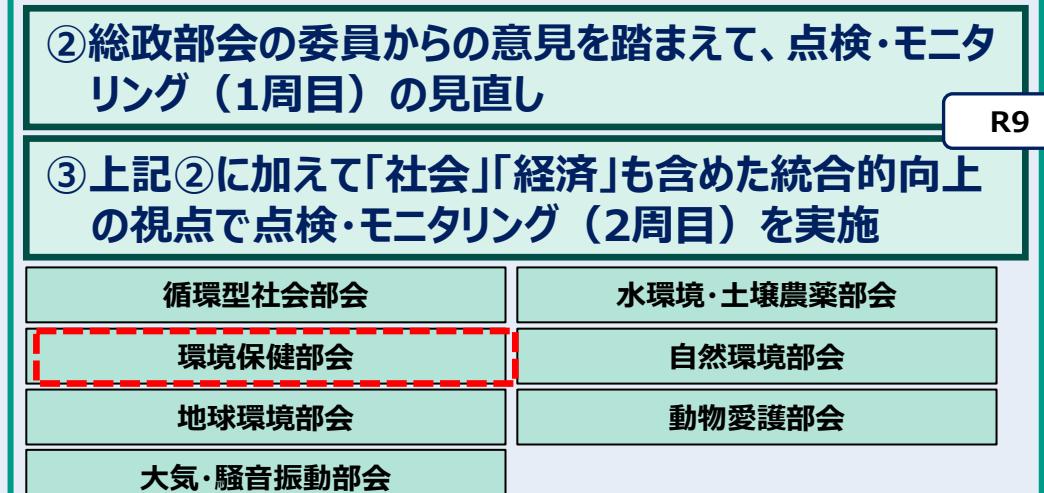
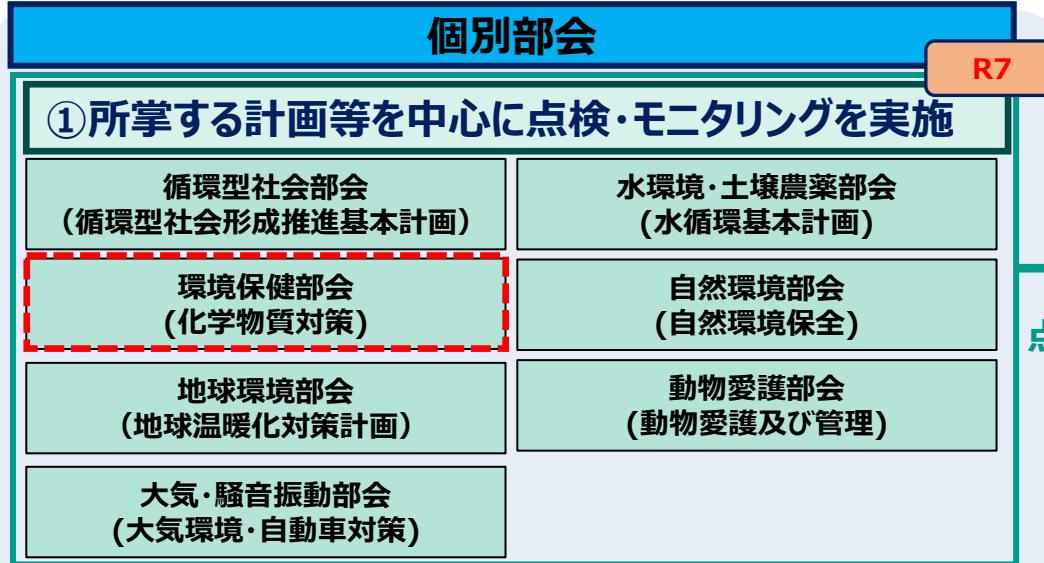


⑤効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、キャパシティビルディング及び関連する意思決定プロセスへの統合を通じた実施の強化	
関係府省庁	○○
点検項目（案）	<p>戦略目標Eでは、化学物質管理に関するすべての意思決定プロセスへの統合等を通じて実施を強化するため、国の策定する各種計画等において化学物質と廃棄物の適正な管理を主流化すること、パートナーシップやネットワークを強化し、適正管理に必要な資金の特定・動員、資金ギャップの特定、キャパシティビルディングの促進、適正管理に関する費用を内部化することを目標としており、下記に対する取組を点検項目とする。</p> <p><b>E1：化学物質・廃棄物管理の主流化</b>      <b>E2：部門間及び主体間のパートナーシップとネットワーク</b>  <b>E3：資金の特定と動員</b>      <b>E4：資金ギャップの特定・検討</b>  <b>E5：適正管理コストの内部化</b>      <b>E6：その他の環境・保健・労働指針との相乗効果</b></p>
参考とする指標（例）	○○

具体的な取組事項	
<b>E1</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連する国の各種計画等における、化学物質と廃棄物の適正管理の主流化（パンフレット、セミナー等によるGFCについての啓発・教育；B5にも関連）</li> </ul>
<b>E2</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種計画等におけるパートナーシップやネットワークの強化、・様々な主体の参加の場等を設けるとともに、ネットワークを構築</li> <li>人材育成及び環境教育、化学物質と環境リスクに関する理解力向上に向けた取組支援</li> <li>化学物質国際対応ネットワークにより、民間企業等と官民ネットワークを構築</li> </ul>
<b>E3</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内：廃棄物処理施設等整備への市町村交付金、不法投棄支障除去事業への支援</li> <li>多国間：BRS条約における相互協力・連携、関連モニタリングネットワーク・パートナーシップ</li> <li>二国間：JICAによる化学物質の適正管理に関するプロジェクトや、環境省・経産省による東南アジア諸国との二国間協力等</li> </ul>
<b>E4</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連パートナーシップや支援等の活動の中で、関連する課題や資金ギャップを特定・検討</li> </ul>
<b>E5</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「排出者責任」と「拡大生産者責任」を関連施策に取り入れることで、廃棄物の適正管理にかかるコストを内部化するための取組を実施</li> </ul>
<b>E6</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の主要な環境政策（気候変動、生物多様性等）や保健政策、労働政策との間の相乗効果を活かした取組を検討。</li> <li>意識啓発と管理活動の定着を図る化学物質管理強調月間を2024年4月に創設し、毎年2月に実施</li> </ul>

# 点検・モニタリングの枠組み 個別部会と総合政策部会の関係について（案）

点検・モニタリング  
(1周目)



## ■ 令和8年1月26日（本日）

- ・第55回中央環境審議会環境保健部会  
(主な審議事項)
  - ・第六次環境基本計画（環境保健部会担当分野）の点検の進め方について（案）

## ■ 令和8年夏頃

- ・第56回中央環境審議会環境保健部会  
(主な審議事項（予定）)
  - ・点検結果を踏まえた点検報告書（化学物質管理）案の審議
- ・中央環境審議会総合政策部会へ報告

## ■ 令和9年1月～2月頃

- ・第57回中央環境審議会環境保健部会  
(主な審議事項（予定）)
  - ・第六次環境基本計画（環境保健対策）の点検の進め方について（案）

## ■ 令和10年を予定

- ・第58回中央環境審議会環境保健部会  
(主な審議事項（予定）)
  - ・点検結果を踏まえた点検報告書（環境保健対策）案の審議
- ・中央環境審議会総合政策部会へ報告

# 参考

## 環境危機、様々な経済・社会的課題への対処の必要性

### 目的

「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」、「人類の福祉への貢献」

### ビジョン

## 循環共生型社会

環境収容力 を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明

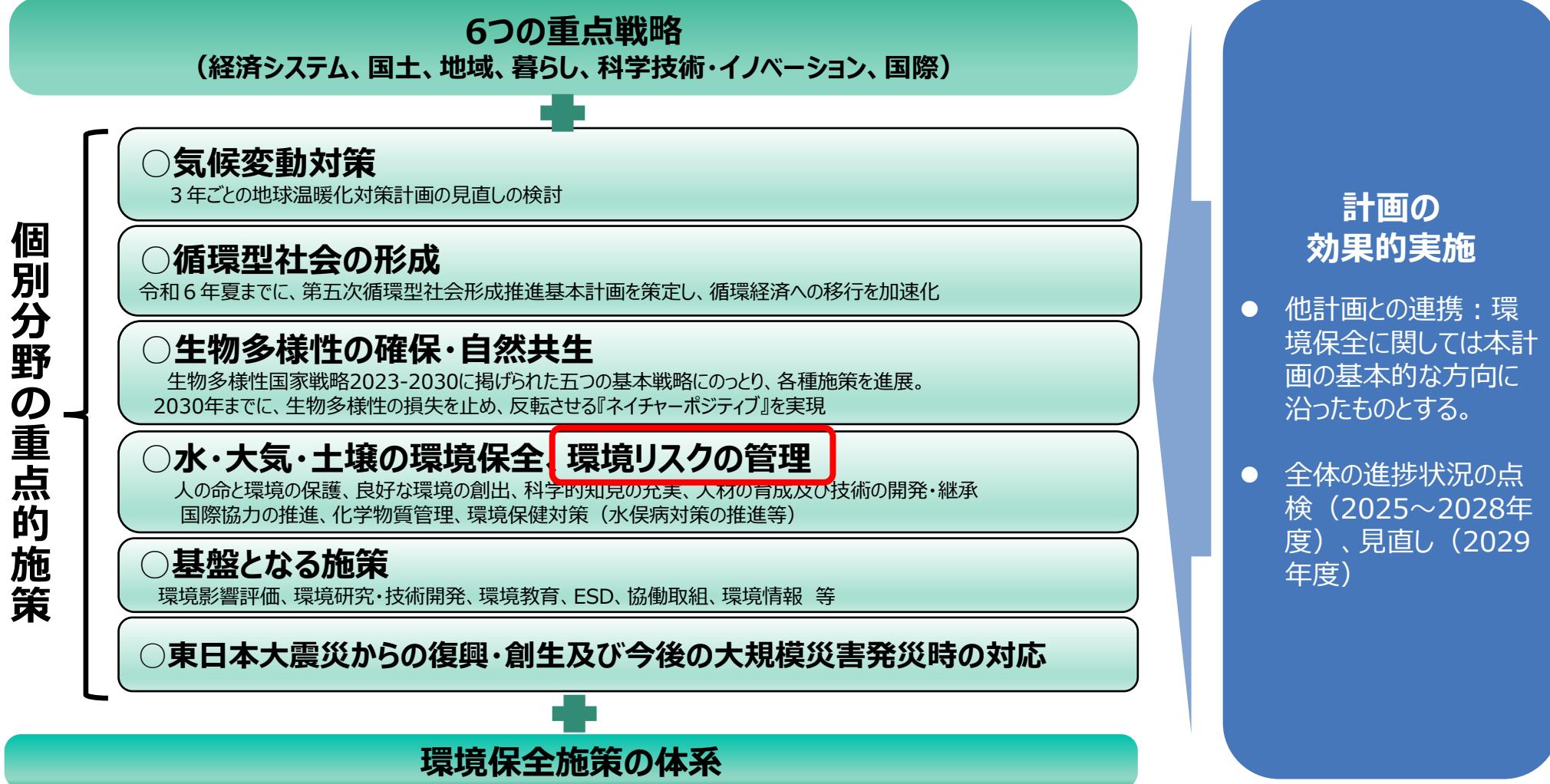
### 循環（=科学）

- 炭素等の元素レベルを含む自然界の健全な物質循環の確保
- 地下資源依存から「地上資源基調」へ
- 環境負荷の総量を削減し、更に良好な環境を創出

### 共生（=哲学）

- 我が国の伝統的自然観に基づき、人類が生態系の健全な一員に
- 人と地球の健康の一体化（プラネタリー・ヘルス）
- 一人一人の意識・取組と、地域・企業等の取組、国全体の経済社会の在り方、地球全体の未来が、同心円

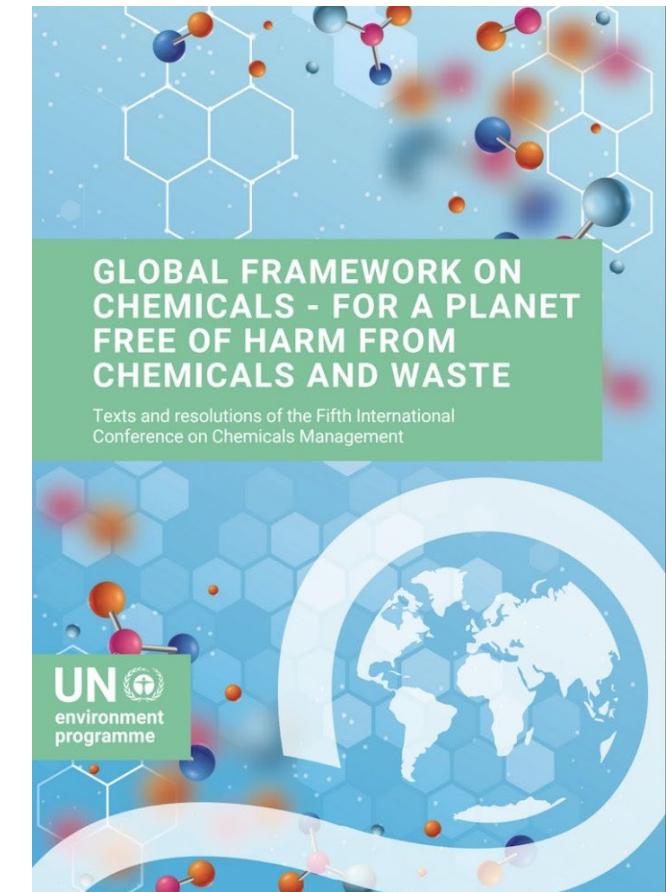




# 化学物質に関するグローバル枠組み (Global Framework on Chemicals)



- 2023年9月、ドイツ・ボンで開催されたICCM5にて採択。多様な分野、多様な主体による自主的取組として、幅広い課題に対応
  - 今後の化学物質・廃棄物の適正管理に関し、自主的かつ多様な主体が関与する世界的な枠組み
- 
- 多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理の枠組み。
  - 5つの戦略的目的（①能力・法制度の整備、②知識・情報・データ、③懸念課題、④より安全な代替、⑤意思決定プロセスへの統合）とそれを実現するための個別ターゲットを設定。
  - 実施に当たってのメカニズム、懸念課題の特定、能力形成方法を設定。
  - 資金確保に関する統合アプローチ（化学物質管理の主流化、民間部門の関与、基金の活用）をハイライト。
  - 透明性があり利用しやすいオンラインツールを導入した進歩報告・開示や進歩を適切に把握するための測定枠組みを設置。



## 化学物質に関するグローバル枠組み

- 2023年9月に開催された第5回国際化学物質管理会議（ICCM5）で、「国際的な化学物質管理に関する戦略アプローチ（SAICM）」の後継として、「**化学物質に関するグローバル枠組み（GFC : Global Framework on Chemicals）**」が採択。
- GFCは「化学物質と廃棄物の有害な影響を防止、又はそれが実行可能ではない場合は最小化すること」を目的としており、**マルチセクター**（農業、環境、保健、教育、金融、開発、建設、労働等）における**マルチステークホルダー**（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）による**化学物質のライフサイクル管理に関する自主的な国際枠組み**。

## 我が国の取組の概観

- 第六次環境基本計画（2024年5月閣議決定）において、**GFCの戦略的目的に沿った化学物質管理政策を整理・推進**。
  - ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み・制度的メカニズム及び能力構築
  - 情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報作成やアクセス
  - 懸念課題への対応
  - 製品バリューチェーンにおける安全な代替品と革新的で持続可能な解決策による環境リスクの予防・最小化
  - 効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、能力構築、関連意思決定プロセスへの統合による実施強化
- 第五次循環型社会形成推進基本計画（2024年8月閣議決定）においても、GFCに基づき、**材料・製品中の化学物質情報を可能な限り入手可能とする取組等を推進**。

- GFCにおいて、政府は関連ステークホルダーとの協議の上で「国家行動計画」を策定することとされているため、我が国は2024年4月に「GFC関係省庁連絡会議」を設置し、「化学物質と環境に関する政策対話」での意見や国民からのコメントを踏まえて「**化学物質に関するグローバル枠組み国内実施計画**」を策定・公表（2025年4月）。

- 製品・廃棄物を含む化学物質のライフサイクルをカバー。マルチセクター・ステークホルダーによる関与を包含。
- GFCの戦略的目的及びターゲットに沿って、**我が国として実施する取組の概要を整理**。
- 原則、**国の施策・事業等を整理**しているが、**地方公共団体、事業者、国民、民間団体等に期待される役割も記載**。
- 「化学物質と環境に関する政策対話」で集約・整理された**各主体の取組は国内実施計画の付属書Aに反映**。

## 第6次環境基本計画はGFCの戦略的目的に沿った化学物質管理政策を整理・推進されている。

第六次環境基本計画 本文（第2部第3章 4 環境リスクの管理等（2）化学物質管理）より

- GFCは、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）の参画の下に国際的に合意されたものであり、各国は国内実施計画の策定を通じて実現を図っていくことが求められている。
- 第五次環境基本計画までは、平成18年に合意された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）に沿って、国際的な視点に立った化学物質管理に取り組んできた。今後は、我が国の化学物質管理政策を、GFCで合意された5つの戦略的目的の達成に寄与するものとして、以下①～⑤のとおり整理して推進していく。

### GFC戦略計画

戦略的目的A ライフサイクル全体での化学物質管理

戦略的目的B 情報に基づく意思決定支援

戦略的目的C 懸念課題への対応

戦略的目的D 安全な代替品と持続可能な解決策の整備

戦略的目的E 資源動員と協力の強化

### 環境基本計画 第2部第3章「4. 環境リスクの管理等」「（2）化学物質管理」

①ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、生産的メカニズム及び能力構築

②情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され、利用が可能となりアクセスできる状態の確保

③懸念課題への対応

④製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化

⑤効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、キャパシティビルディング及び関連する意思決定プロセスへの統合を通じた実施の強化

- 「安全で健康的かつ持続可能な未来のために、化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」を実現すること、をGFCのビジョンとして、5つの戦略的目的と、28のターゲットが設定されている。

## A 化学物質と廃棄物の適正管理のための法的枠組み・組織的メカニズム・能力の実装

A1	政府は、2030年までに法的枠組みを採択・実施・執行し、適切な組織能力を構築。
A2	政府間組織は、2030年までに化学物質・廃棄物戦略の効果的な実施のため、ガイドラインを策定。
A3	企業は、2030年までに化学物質の悪影響を特定・防止・最小化するための措置を実施。
A4	関係主体は、2030年までに化学物質と廃棄物の違法貿易・取引を効果的に防止。
A5	政府は、2030年までに国内で禁止されている化学物質の輸出対応に向けて国際義務に沿って取組。
A6	全ての国は、2030年までに不可欠な能力を備えたポイズンセンターへのアクセスを有する。
A7	関係主体は、2035年までにリスクが管理されている場合等を除き、農業で有害性の高い農薬の段階的廃止措置を講じ、代替への移行等を促進。

## B 意思決定とアクションのための包括的で十分な知識・データ・情報の生成・公開・アクセス

B1	2035年までに化学物質の特性に関する包括的なデータ・情報が生成され、利用・アクセス可能となっている。
B2	関係主体は、2030年までにバリューチェーンにわたり、素材・製品中の化学物質に関する情報を可能な限り利用可能に。
B3	関係主体は、2035年までに化学物質の製造や化学物質・廃棄物排出・放出データを生成・公開。
B4	関係主体は、2035年までに有害・リスク評価や廃棄物管理の指針、最良の慣行、標準化ツールを適用。
B5	2030年までに化学物質の安全性・持続性・安全な代替・便益に関する教育、研修、意識啓発プログラムを策定・実施。
B6	全ての政府は、2030年までに適宜各国の状況に応じて、全ての関連部門においてGHSを実施。
B7	関係主体は、2030年までに人体中濃度、ばく露源、生物相や環境の監視データ・情報を可能な限り生成・公開。

C 懸念課題の特定・優先化・対応	
C1	特定された懸念課題についてタイムラインを含むプロセス・作業プログラムを策定・採択・実施。
D 便益の最大化とリスクの防止・最小化のための製品チェーンでの安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装	
D1	企業は、2030年までに持続可能な化学と資源効率性の進展に向けて一貫して投資し、革新を達成。
D2	政府は、2035年までに安全な代替や持続可能なアプローチを使用する生産を奨励する政策を実施。
D3	民間部門は、2030年までに財政方針やビジネスモデルに適正管理の実施戦略等を統合し、国際的報告基準等を適用。
D4	関係主体は、2030年までに研究や革新プログラムにおいて持続可能な解決策や安全な代替を優先。
D5	政府は、2030年までにより安全でより持続可能な農業の慣行を支援するための政策やプログラムを実施。
D6	2030年までに主要産業・経済部門において化学物質と廃棄物戦略が策定・実施される。
D7	関係主体は、2030年までにサプライチェーンにわたり、効果的な労働安全衛生慣行及び環境保護措置を実施。
E リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強及び関連意思決定プロセスへの統合を通した実施の向上	
E1	政府は、2035年までに部門計画、予算、開発計画、開発援助政策等において化学物質と廃棄物分野を主流化。
E2	2030年までに関係部門・主体におけるパートナーシップやネットワークを強化。
E3	全ての部門で、適正管理に必要となる全てのソースからの資金を特定、動員。
E4	適正管理の実施のための資金ギャップが特定され、能力形成のために検討。
E5	政府は、2030年までに適正管理に関する費用を内部化する政策を実装するための措置を講じる。
E6	関係主体は、2030年までにその他環境・保健・労働政策とのシナジーや関係性を適宜特定し、強化。

# 第六次環境基本計画の構成 【第1部】: 大事なキーワードはこのスライドに概ね入っています。

目的

## 環境危機（「地球沸騰化」等）、様々な経済・社会的課題への対処の必要性

「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」、「人類の福祉への貢献」

ビジョン

## 「循環共生型社会」（環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明）

### 【循環】（=科学）

- 炭素等の元素レベルを含む自然界の健全な物質循環の確保
- 地下資源依存から「地上資源基調」へ
- 環境負荷の総量を削減し、更に良好な環境を創出

### 【共生】（=哲学）

- 我が国の伝統的自然観に基づき、人類が生態系の健全な一員に
- 人と地球の健康の一体化（プラネタリー・ヘルス）
- 一人一人の意識・取組と、地域・企業等の取組、国全体の経済社会の在り方、地球全体の未来が、同心円

方針

将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」（市場的価値+非市場的価値）をもたらす「新たな成長」：「変え方を変える」6つの視点（①ストック、②長期的視点、③本質的ニーズ、④無形資産・心の豊かさ、⑤コミュニティ・包摂性、⑥自立・分散の重視）の提示

- ストックである自然資本（環境）を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤
- 無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化等

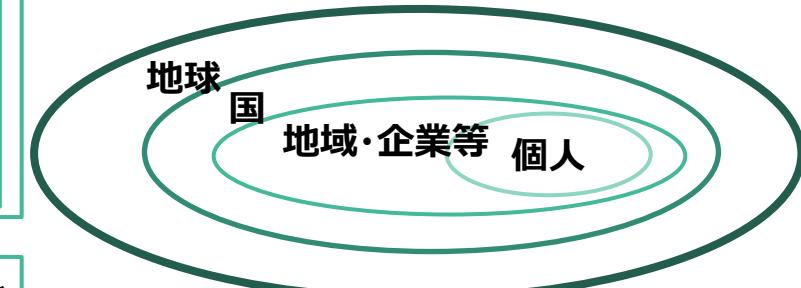
政策展開

- 科学に基づく取組のスピードとスケールの確保（「勝負の2030年」へも対応）
- ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策の統合・シナジー
- 政府、市場、国民（市民社会・地域コミュニティ）の共進化
- 「地域循環共生圏」の構築による「新たな成長」の実践・実装

## 【環境基本法第1条】

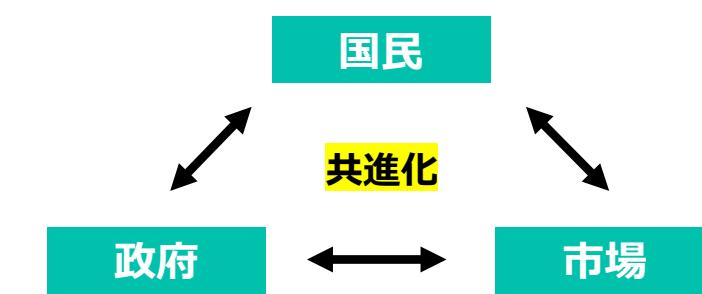
環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

### 【同心円のイメージ】



※地域・企業等には、地方公共団体、地域コミュニティ、企業、NPO・NGO等の団体を含む。

### 【政府・市場・国民の共進化】



- 第6次環境基本計画において、環境政策の最上位の目的として、環境基本法第1条の趣旨を踏まえ、環境保全とそれを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」（略して「ウェルビーイング／高い生活の質」）とした。【P35】
- これは、現代における**真の「豊かさ」**を示したもの。【P20】
- 「ウェルビーイング／高い生活の質」は、前提として、人類の活動が地球の環境収容力の限界を超えるつある状況において、現在及び将来の国民の生存に係る**「健康で文化的な生活の確保」が必要条件**であることは言うまでもなく、また、**人類の福祉への貢献**なくして成立しない。【P35】
- 「ウェルビーイング／高い生活の質」は、**市場的価値と非市場的価値**によって構成され、相乗的効果も図りながら双方を引き上げていく。自己肯定感などの**主観的幸福感**も含まれるものである。【P38】

# なぜ「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的にしたのか？



2024年版環境白書（抄）

## 1 「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目標に

第六次環境基本計画の特徴は、「環境の保全を通じて、現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」（以下「ウェルビーイング／高い生活の質」という。）を最上位の目的としていることです。

第1節でも述べたように、環境の状況や環境対策の在り方は、経済・社会の在り方と密接に関連し、その度合いはより一層増してきています。環境政策として、環境の保全に取り組むことは当然ですが、温室効果ガスの排出量や水・大気の環境基準といった環境面の指標を見ているだけでは、見落としてしまう重要な要素が多くあります。

先述したとおり、**現下の環境危機を克服するためには、文明の転換、経済社会システムの変革が必要です。環境・経済・社会面を統合的・同時解決的に対応することによって、より的確かつ効果的な環境政策となることが期待されます。環境政策を起点として、経済・社会的な課題も統合的に改善していくため、「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目標として掲げたわけです。**

これは、環境基本法第1条が、「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする」と規定していることと同じ趣旨です。

また、ここで、環境・経済・社会を統合する概念として、「ウェルビーイング／高い生活の質」としたことには、**長年続けてきた構造的問題に対して、現在及び将来の国民のニーズに直接的に応えるという「考え方を変える」発想の下、環境政策を通じて、現在及び将来の国民が、地球や我が国の明日に希望を持てるようにしていきたい**、という願いも込められています。

